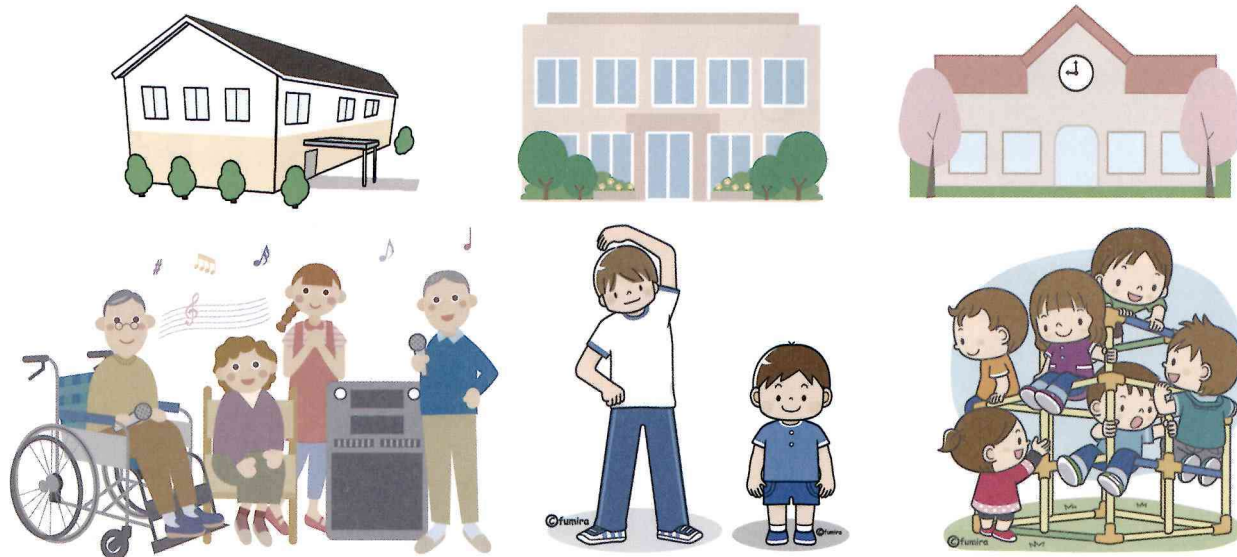


サービスの質のより一層の向上を目指し 第三者評価のご案内

福祉サービスの第三者評価とは、利用者以外の第三者(評価機関)が、事業所の提供しているサービスの質などについて、専門的かつ客観的な立場から行う評価のことをいいます。



事業者のサービスの質の向上に向けた取組みを支援します

社会福祉事業を行う経営者(事業所)が第三者評価を受けることによって、事業運営や提供しているサービスの質・内容などに関する具体的な問題点や課題などを把握することができ、自らが提供するサービスの質の向上・内容の改善に向けた事業所内の取組みに結びつけることができます。

利用者の福祉サービスの選択を支援します

評価結果を公表することで、利用者自身が事業所の提供しているサービス内容などを把握することができ、福祉サービスを選択する際の目安となります。

第三者評価のお問い合わせは…

特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター

〒540-0028 大阪市中央区常盤町2-1-8 FGビル大阪4階

TEL 06-6941-5220

FAX 06-6941-5222

URL <http://nalc.jp/>

E-mail fu-chousa@nalc.jp

介護サービス情報の公表 指定日 平成18年5月25日 指定第1048-4

外部評価選定取得 選定日 平成17年5月31日 選定第1030-3号

第三者評価認証取得 認証日 平成17年6月15日 認証第270012号

第三者評価を受けると、どんなメリットがあるの？

社会福祉事業を行う経営者(事業所)にとってまず必要なのは、サービスの向上を図るため、自らのサービスの内容を点検する「自己評価」を行うことですが、第三者評価を受審することにより、さらに次のようなメリットがあります。

1 専門的・客観的視点で、自らが提供するサービスの質について改善すべき点が明らかになります。また、自らでは気づかなかった利用者の意向等も把握できます。



2 改善点などが明らかになるため、サービスの質の向上に向けた取組みの具体的な目標設定ができます。



3 第三者評価を受ける過程で、職員間で事業所の抱える課題などの共有化が図られ、サービスの質の改善に向けた事業所内の取組み意欲がより醸成されます。



4 第三者評価を受けることによって、利用者や家族等からの信頼をより得ることができます。また、評価結果を公表することにより、社会的にも事業所に対する信頼をより得ることができます。



どんな機関が評価を行うの？

大阪府内の福祉施設・事業所が提供している福祉サービスの第三者評価は、大阪府が認証した評価機関が行います。

認証に当たっては、第三者評価の公平性と信頼性を確保するため、大阪府は評価機関として備えなければならない認証要件を設け、これを満たした団体だけを評価機関として認証しています。

ナルクはこの評価機関として認証を受けています。

どんな人が調査を行うの？

認証評価機関に所属する評価調査者で、組織の運営管理業務に3年以上従事した者と福祉・保健・医療分野の有資格者・学識経験者で当該業務に3年以上従事した者が評価調査を行います。

また、評価調査者は福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪が実施する「評価調査者養成研修」を修了しています。

どのような基準で評価を行うの？

福祉サービス第三者評価は、国が示した「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」をもとに都道府県が実施する事業です。

評価のための基準は、すべての福祉施設・事業所に共通の項目「共通評価基準」、種別ごとの項目「内容評価基準」大阪府が特に定める「推奨評価基準」をもとに行います。体系的には次表に示します。

◎共通評価基準項目

I	福祉サービスの基本方針と組織	1. 理念・基本方針 2. 経営状況の把握 3. 事業計画の策定 4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取り組み
II	組織の運営管理	1. 管理者の責任とリーダーシップ 2. 福祉人材の確保・育成 3. 運営の透明性の確保 4. 地域との交流、地域貢献
III	適切な福祉サービスの実施	1. 利用者本位の福祉サービス 2. 福祉サービスの質の確保

◎内容評価基準項目

福祉施設・事業所の特性や専門性を踏まえたサービス・支援内容を評価します。

(評価項目の一部)

高齢者福祉サービス

- ・利用者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫
- ・認知症の状態に配慮したケア

保 育 所

- ・生活にふさわしい場として子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備
- ・乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境の整備、保育の内容や方法への配慮

障がい者(児)福祉サービス

- ・利用者の自己決定を尊重した個別支援と取り組み
- ・利用者の意思を尊重する支援としての相談等の適切な実施

◎推奨評価基準

共通評価基準、内容評価基準をフォローする事項

評価結果はどのように示されるの？

評価結果は、よりよい福祉サービスに向けた「到達度」で示します。

「福祉サービス第三者評価基準に関する指針」では、a・b・cの判断基準を次のように示しています。

a 評価	よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態。
b 評価	aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態。
c 評価	b以上の取組みとなることを期待する状態。

評価結果は福祉施設・事業所の格付けや順位付けを行うものではなく、福祉施設・事業所の理念や基本方針を具体化し、より良い福祉サービスの実現に向けた「達成度」を示すものです。

受審申込みから結果公表までの期間はどれくらい？

福祉施設・事業所の現状にもよりますが、おおむね4ヵ月から半年程度です。尚受審結果公表後、とちぎ福祉サービス第三者評価機構から「第三者評価実施済証とステッカー」が交付されます。

受審費用は、どれくらいかかるの？

評価機関によって異なりますが、ナルク福祉調査センターでは次の通りです。（2020.1 現在）

高齢者施設・障がい者（児）施設・保育園 20～36万円（消費税込）

別紙料金表を参照ください。



ナルク福祉調査センターは、NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブの事業活動部門の1つで、全国8ヵ所に同センターの事務所があります。

北海道 栃木 千葉 神奈川 岐阜 滋賀 大阪 兵庫

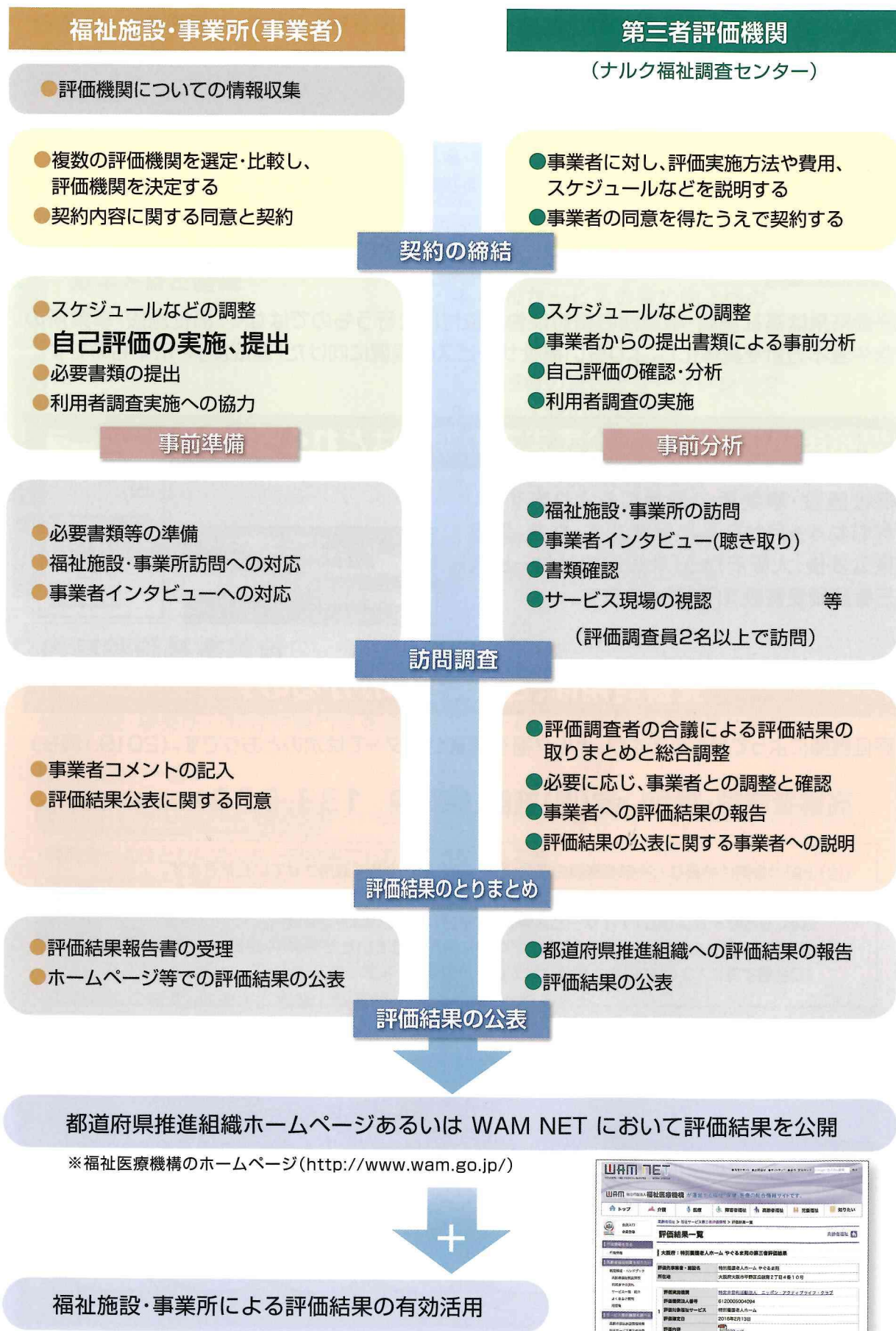
ナルク栃木福祉調査センター

〒321-0162 栃木県宇都宮市大和 2-12-27 小牧ビル

Tel/Fax 028-659-8498

第三者評価(申込みから公表まで)の流れは？

受審申込みから結果公表までの標準的な流れは下図のとおりです。



特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ(ナルク)の概要

ナルクとは「ニッポン・アクティブライフ・クラブ」の頭文字から「NALC」または「ナルク」と略称しています。1999年、経済企画庁(現 内閣府)から特定非営利活動 法人(NPO法人)として認証され、全国ネットでボランティアの輪を広げています。

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

本 部 〒540-0028 大阪市中央区常盤町2-1-8 FGビル大阪4階
tel. 06-6941-5448 fax. 06-6941-5130
mail. homepage@nalc.jp

設 立 日 1994年 4月20日
認証NPO取得日 1999年 6月 7日
会 長 神 野 毅
会 員 数 16,356名 (2018年5月現在)
活 動 拠 点 113拠点 (2018年10月現在)



ナルクの理念と目的

人生100年の時代。たっぷりある時間を、あなたはどんなふうに過ごしていますか。
ナルクは「自立・奉仕・助け合い」をモットーに、できるだけ夫婦で参加する画期的なボランティア活動によるNPO法人です。あなたも社会と人に尽くす喜びを「生きがい」にしませんか。
「生涯現役」を合い言葉に、さあ！いっしょに活動しましょう。

自立	いつまでも健康で、精神的に自立し、 「質の高い」人生を送る。
奉 仕	ボランティアを生き甲斐にし、 社会と人に貢献する。
助け合い	会員相互が時間預託制度で助け合い、 生活を豊かにする。



ナルクは、魅力ある「時間預託」ボランティアで住みよい環境を作り、目の前に迫った超高齢社会を乗り切るための全国ネットのNPO法人です。

生きがい志向の中高齢者が結集し、助け合いや地域貢献で社会のために役立ちます。

主なボランティア活動

庭の手入れ、家事援助、送迎、話し相手・・・
公園の清掃、子育て支援、介護、福祉施設の手助け・・・

会員相互の時間預託活動は現在、会員が全国36の都道府県、113の活動拠点でボランティア活動を行っています。
(2018年10月現在)

ナルク結成1年後の阪神淡路大震災では、2年間に亘り延べ4,500人が手弁当、旅費持ちで20,000時間の救援奉仕活動を行い、厚生労働大臣から感謝状を頂きました。

詳しくはナルクのホームページをご覧ください。

URL <http://nalc.jp/>

スマートフォンからはQRコードを読み取ってアクセスしてください。

